

## 最良執行方針

平成 28 年 11 月 28 日  
パークレイズ証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針にしたがって執行することに努めます。

### 1. 対象となる有価証券

国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券)、ETN(受益証券発行信託の受益証券)等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 第 1 項第 1 号イに規定される「上場株券等」とします。なお、当社ではグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、取扱いいたしません。

### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 当社においては、金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定される特定投資家(以下「プロ投資家」といいます。)に該当しないお客様からいただいた上場株券等に係る注文は、お客様から特段の指図があった場合を除き、以下のとおり執行いたします。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに当該銘柄が上場されている国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が開始された後に取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。ただし、お客様が上記の方法によらない執行(当社又は当社海外関連会社等が直接の取引の相手となる方法、取引所外売買、取引所の立会外売買等)をご希望される場合には、お客様と合意した方法により、お客様の注文を執行します。また、国内の取引所金融商品市場に上場されている外国株等については、お客様から国内の取引所金融商品市場での執行である旨の指示がない限り、当社海外関連会社等に取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 上場されている取引所金融商品市場が東京証券取引所(マザーズ、JASDAQを含む。以下「東証」という。)のみである場合(単独上場)には、東証へ取り次ぎます。
  - (b) 東証及び他の国内の取引所金融商品市場に上場(重複上場)されている場合には、お客様からの特段の指示があった場合を除き、東証に取り次ぎます。
  - (c) 上場されている取引所金融商品市場が東証以外である場合、当該金融商品取引所の取引参加者又は会員の金融商品取引業者を経由して、当該取引所金融商品市場(重複上場されている場合は、ブルームバーグ L.P.が主要市場として選定している取引所金融商品市場)に取り次ぎます。

- (2) お客様がプロ投資家に該当する場合には、執行方法に関してお客様から特段の指図を頂かない限り、以下のとおり執行いたします。

当社は、スマート・オーダー・ルーター (SOR) と呼ばれるシステムを利用して、お客様からの上場株券等の注文を執行します。SOR は、東証及び東証以外の代替市場・取引システム (私設取引システム (PTS)、及び／又は取引マッチングシステムのうち、流動性、約定可能性及び執行スピードを考慮して当社により選定されるものを意味します) の市場・取引システムの気配情報を定期的に照会します。SOR は、かかる気配情報に基づき、お客様の注文がすべて東証のみで執行されたと仮定される場合と比べて価格及び流動性を総合的に勘案して同等又はより有利な条件でお客様の注文が執行されるよう、状況に応じてお客様からの注文をより小単位の複数注文に分割する等の手段を用いて、東証及び／又は上記代替市場・取引システムで執行いたします (執行価格が東証における最良呼び値 (以下「PBBO」といいます。)) の範囲外となる可能性があります。

取引マッチングシステムとは、買い手の注文と売り手の注文とを匿名性が確保された専用の非開示の板で付け合わせるシステムをいいます。当社は、当社以外の事業者が運営する取引マッチングシステムを利用して、お客様からの上場株券等に係る注文を執行する場合があります。取引マッチングシステムにおいて付け合わされた注文は、金融商品取引所の立会外取引市場において執行されます。

なお、上場されている取引所金融商品市場が東証以外である場合、当該金融商品取引所の取引参加者又は会員の金融商品取引業者を経由して、当該取引所金融商品市場 (重複上場されている場合は、ブルームバーグ L.P. が主要市場として選定している取引所金融商品市場) に取り次ぎます。

### 3. 当該方法を選択する理由

- (1) プロ投資家以外のお客様に関して上記 2(1) の方法が選択される理由

「上場株券等」については、東証を含む取引所金融商品市場に多くの投資家の需給が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって一般的に合理的であると判断されるからです。

当社が東証の取引参加者となっていることから、「上場株券等」が東証及び他の国内の取引所金融商品市場に重複上場されている場合には、当社が取引参加者又は会員ではない取引所金融商品市場へ取り次ぐよりも東証に取り次ぐ方が、取引のスピード及び正確性の面から優れていると判断されるからです。

「上場株券等」が東証以外の国内の取引所金融商品市場に単独上場又は重複上場されている場合には、その中で最も流動性の高い主要市場において執行する方が、お客様にとって一般的に合理的であると判断されるからです。

- (2) プロ投資家であるお客様に関して上記 2(2) の方法が選択される理由

お客様がプロ投資家に該当する場合には、金融商品取引に関する知識・経験・情報等を有すること、取引規模が一般的に大きく頻度も高いため、東証のみに取り次ぐよりも SOR を利用して東証及び代替市場・取引システムの気配情報に基づき、東証と同等又はより有利な条件でお客様の注文を執行することを目指すことが、お客様のニーズと一般的に合致すると判断されるからです。

上場されている取引所金融商品市場が東証以外である場合、当社が当該取引所金融商品市場の取引参加者又は会員ではないために気配情報の比較対象となる主要市場の価格情報を取得できず、SOR を利用できないことから、最も流動性の高い主要市場において執行する方が、お客様にとって一般的に合理的であると判断されるからです。

#### 4. その他合意された方法

お客様と執行方法について個別の指示・条件または契約を締結している場合には、その契約等を優先いたします。具体例としては次のような執行方法があります。次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示(当社又は当社海外関連会社等が直接の相手方となる売買のご希望、執行する取引所金融商品市場のご希望、立会外取引のご希望、お取引時間帯のご希望、等)があった取引。

当該ご指示いただいた執行方法

- ② 取引一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

- ③ スマート・オーダー・ルーター(SOR)を利用した執行方法

プロ投資家に該当しないお客様からの事前の同意がある場合、当社は、SOR を利用して、お客様からの上場株券等の注文を執行いたします。また、お客様からのご要望に基づき、PBBO と同等又は PBBO の範囲内の価格でのみ委託注文の執行を行うよう SOR の設定を制限することも可能です。

#### 5. ご注意

上記、最良執行方針にもかかわらず、システム障害等の発生により、やむを得ず代替的な方法によりお客様の注文を執行した場合、必ずしも最良執行方針に示したとおりの注文執行方法にならないことがございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。尚、当社はお客様からの注文が最良執行方針に則って執行されていることを確認するため、注文執行の状況を継続的に検証する最良執行監視フォーラム(会議)を含むガバナンス体制を備えております。

#### 6. 最良執行義務に対する一般的考え方

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。